

短答2 民法

平成24年3月2日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
304頁	イの解説	消費寄託は、消費貸借と機能的に変わりがないため、消費寄託には消費貸借の規定が準用されており(666条1項)、受寄者は返還時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還することができる(666条1項・591条2項)。したがって、本記述の前段は正しい。	消費寄託は、消費貸借と機能的に変わりがないため、消費寄託には消費貸借の規定が準用されている(666条1項)。そして、666条1項が準用する591条2項は、返還期限の定めのない場合に適用されると解されている。なぜなら、返還時期の定めがある場合はそれに従うべきであるからである。このため、消費寄託の受寄者は、返還期限の定めのない場合にはいつでも返還することができる。したがって、本記述の前段は正しい。
308頁	イの解答及び解説	イ 正しい 組合の業務…よって、本記述は正しい。*基本法コンメ(債各1)225頁。	イ 誤り 組合の業務執行は組合員の過半数を持って決するが(670条1項)、業務執行組合員を定めることもできる(670条2項参照)。そして、業務執行組合員を定めた場合、選任された業務執行組合員はその権限を独占し、他の組合員には業務執行報告請求権(671条, 645条)、業務および組合財産の状況の検査権(673条)しか残されないことになると解されている。したがって、この場合に、業務執行組合員以外の組合員の権限が、業務および組合財産の状況の検査権に限られるというわけではない。よって、本記述は誤りである。*基本法コンメ(債各1)225頁。